

経 済 産 業 省

20250723資第6号

国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和7年8月22日

経済産業大臣 武藤 容治

国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改正する細則

国際エネルギースタープログラム制度運用細則（20200311資第6号）別表第2－3を別紙のとおり改正する。

附 則

この細則は、令和7年9月1日から施行する。